

イ 当該事業の縮小に係る不要支出額（前条の利息があるときは、当該利息の額を控除した額）

ロ 当該事業の縮小後において、流水を水道又は工業用水道の用に供する者の当該特定施設に係る費用の負担についての第三十条第一項第二号に掲げる額に当該者に当該特定施設を利用されることにつき課されるべき消費税に相当する額及び當該課されたべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額からその額に含まれる機構が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額を加えた額が、当該者の投資可能限度額を超える場合にあっては当該超える額（当該投資可能限度額を超える者が二以上あるときは、当該超える額の合計額）、当該投資可能限度額を超えない場合にあっては零。

一 治水関係用途に係る部分の縮小と併せて水道若しくは工業用水道の用途に係る部分の縮小又は事業からの撤退があつた場合、次の式により算出した額及びその額に対応する前条の利息の額（法第二十四条第一項に規定する者が負担すべきものが含まれるときは、その部分を控除した額）

$$(U_f - E_f + E_w) \times (U_f / (U_f + U_w))$$

(この式において、 U_f 、 E_f 、 E_w 、 U_w 及び U は、それぞれ次の数値を表すものとする。)

U 前号イに掲げる額

E_f 当該事業の縮小後において、治水関係用途について前項の規定により算出した額（前条の利息があるときは、当該利息の額を控除した額）が、当該用途に係る部分の縮小がないものと仮定した場合における当該用途に係る投資可能限度額を超える場合にあつては当該超える額、当該投資可能限度額を超えない場合については零。

E_w 前号ロに掲げる額。この場合において、同号ロ中「当該者の投資可能限度額」とあるのは、「当該者の当該用途に係る部分の縮小がないものと仮定した場合における当該者の投資可能限度額」と

3 治水関係用途に係る部分の縮小のみがあつたものと仮定した場合における前号イに掲げる額

U f 治水関係用途に係る部分の縮小のみがあつたものと仮定した場合における前号イに掲げる額

U w 水道若しくは工業用水道の用途に係る部分の縮小又は事業からの撤退のみがあつたものと仮定した場合における前号イに掲げる額

特定施設の新築又は改築に関する事業が縮小された場合（水道若しくは工業用水道に係る部分の縮小又は事業からの撤退に伴う場合に限る。）において、治水関係用途について第一項の規定により算出した額（前条の利息があるときは、当該利息の額を控除した額）が、当該用途に係る投資可能限度額（治水関係用途に係る部分の縮小があったときは、当該用途に係る部分の縮小がないものと仮定した場合における当該用途に係る投資可能限度額）を超える場合は、法第二十一条第一項の交付金の額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額から、当該超える額及びその額に対応する前の利息の額（法第二十四条第一項に規定する者が負担すべきものが含まれるときは、その部分を控除した額）に相当する額を控除した額とする。

4 法第二十四条第一項の負担金について同項に規定する者が負担すべき利息がある場合における法第二十二条第一項の交付金の額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額に当該利息の額を加えた額とする。

5 特定施設の新築又は改築に関する事業が廃止された場合における法第二十二条第一項の交付金の額は、前各項の規定にかかわらず、特定施設の新築又は改築に要した費用（当該事業の廃止に伴い追加的に必要となる費用を含む。）で前条に規定するものの額（次に掲げる額が含まれるときは、当該額を控除した額）に、治水関係用途に係る特定多目的ダム方式負担割合を乗じて得た額及びその額に対応する同条の利息の額並びに法第二十四条第一項に規定する者が負担することとされていた利息の額とする。ただし、これにより算出することが著しく公平を欠くと認められるときは、国土交通大臣が関係行政機関の長と協議して定める方法により算出した額とすることができます。

一 本工事費、附帯工事費、用地費又は補償費に係る前条の利息の額

二 当該事業の廃止前に事業からの撤退をした者がある場合において、当該者の当該特定施

三 河川法第六十六条、第六十七条又は第六十八条第二項の規定により機構以外の者が負担すべき費用の額

四 当該特定施設のうち発電に係る部分の新築又は改築を機構に委託した者が負担すべき費用の額

五 機構が承継した国の水資源開発事業に係る法第二十一条第一項の交付金の額は、前各項の規定にかかるわらず、これらの規定により算出した額から、当該機構が承継した国の水資源開発事業を行うにつき国が要した費用で治水関係用途に係るものとの額を控除した額とする。

六 法第二十一条第一項の交付金は、当該特定施設の新築又は改築が完了するまでの間（当該特定施設の新築又は改築に関する事業が廃止されたときは、その廃止に伴う追加的な工事が完了するまでの間）において、毎年度（国土交通大臣の定めるところにより機構に交付するものとする。ただし、当該交付金の額のうち法第二十四条第一項の規定により同項に規定する者が負担すべき費用の額に相当する金額については、同条第二項の規定による都道府県知事の納付の状況に応じて、別に国土交通大臣が財務大臣に協議して定めるところによる。

（特定施設の新築又は改築に係る都道府県の負担金）

第七十二条 法第二十一条第三項の規定により同条第一項の交付金の一部を負担する都道府県は、当該交付金に係る特定施設の新築又は改築で治水関係用途に係るものにより利益を受ける都道府県とする。

二 法第二十一条第三項の規定により当該都道府県が負担する負担金の額は、当該特定施設に係る同条第一項の交付金の額（法第二十四条第一項の負担金があるときは、当該負担金の額を控除した額。次項において同じ。）から事務取扱費の額を控除した額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 前項の都道府県が一である場合 三分の一

二 ただし、当該都道府県が後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和三十六年法律第百十二号）第二条第一項に規定する適用団体（以下

〔適用団体〕という。)であるときは、次の式により算出した割合(その割合が百分の十未満となるときは、百分の十)とする。

1- (2/3) × r
(この式において、rは、後進地域の開発に關する公共事業に係る國の負担割合の特例に関する法律第三条第一項に規定する引上率(以下「引上率」という。)を表すものとする。)

二 前項の都道府県が2以上である場合 國土交通大臣が當該特定施設の新築又は改築で治水關係用途に係るものにより當該都道府県の受ける利益の程度を勘案し、かつ、當該都道府県知事の意見を聽いて、當該都道府県につき定める割合に三分の一(当該都道府県が適用團体であるときは、前号ただし書の割合)を乗じて得た割合

法第二十一条第三項の規定による都道府県の負担金が河川法施行令第三十六条の二各号に掲げる施設に該当する特定施設に係るものである場合において、當該特定施設に係る法第二十一条第一項の交付金の額が百二十億円を超えるものであるときは、前項各号中「三分の一」とあるのは「十分の三」と、同項第一号中「2/3」とあるのは「7/10」として、同項の規定を適用するものとする。

法第二十一条第三項の規定による都道府県の負担金が機構が承継した國の水資源開發事業に係るものである場合において、當該事業につき國が要した費用で治水關係用途に係るものとの額が、當該事業のうち既に國土交通大臣が行った事業に要した費用で治水關係用途に係るものとの額を超えるものであるときは、第二項中「当該負担金の額を控除した額」をして、「当該負担金の額を控除した額」であるのは、「当該負担金の額を控除した額」。

次項において同じ)に、當該特定施設の新築又は改築の工事で機構が承継した國の水資源開發事業に係るものにつき國が要した費用で治水關係用途に係るものとの額から、當該工事のうち既に國土交通大臣が行つた工事に要した費用で治水關係用途に係るものとの額を加えて得た額」として、同項(前項において読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。)の規定を適用するものとする。

5 法第二十一条第三項の規定による都道府県の負担金が機構が承継した國の水資源開發事業に係るものである場合において、當該都道府県が

することにより受けるべき利益のすべてを受けている者があるときは、当該負担金に係る元利均等年賦支払の支払期間は、その利益のすべてが発生した年度の翌年度以後において都道府県知事が指定する年度から起算するものとする。

前二項に規定するもののほか、法第二十四条第一項の負担金の徴収に関する事項は、当該負担金を徴収する都道府県知事が定めるものとする。

(水資源開発施設の新築又は改築に要する費用の範囲)

第二十九条 法第二十五条第一項の水資源開発施設の新築又は改築に要する費用の範囲は、実施

計画調査費、本工事費、附帯工事費、用地費、補償費、機械器具費、事務取扱費及び附属諸費用(これらの費用につき支払うべき利息があるときは、当該利息を含む。)とする。

(水道等負担金及び水道等撤退負担金)

第三十条 法第二十五条第一項の規定により水資源開発施設を利用して流水を水道又は工業用水道の用に供する者が当該水資源開発施設の新築又は改築につき負担する負担金(以下「水道等負担金」という。)の額は、次に掲げる額を合算した額にその者に当該水資源開発施設を利用させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額を加えた額並びにその額に対応する前条の利息の額とする。

一 水道又は工業用水道の用途に専ら供される施設(以下「水道等専用施設」という。)に係る費用の額(消費税及び地方消費税に相当する額を除くほか、次に掲げる額を控除した額とハに掲げる額とを合算した額及びその額に対応する前条の利息の額とする。

2

イ 水道等共同施設の新築又は改築に関する事業が縮小された場合における当該事業の縮小に係る不要支出額(前条の利息があるときは、当該利息を控除した額)

ロ 法第十三条第一項の事業実施計画の変更の場合であつて当該変更前に事業からの撤退をした者がある場合において、当該者の

水道等共同施設に係る費用の負担について

次項の規定により算出した額

ハ 法第二十七条の規定により機構が負担させるべき費用の額

水道等共同施設のうち発電に係る部分の新築又は改築を機構に委託した者が負担すべき費用の額

水道等専用施設の新築又は改築に関する事業が縮小された場合(水道若しくは工業用水道の用途に係る部分の縮小又は事業からの撤退に伴う場合に限る。)において、水道又は工業用水道の用途に係る部分を縮小した者の水道等負担金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める額を加えた額とし、法第二十五条第一項の規定により事業者が縮小された場合にあっては、次に掲げる額を合算した額(当該水道等共同施設又は改築につき負担する負担金(以下「水道等撤退負担金」という。)の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める

水道等専用施設の新築又は改築に係る事業

の縮小又は事業からの撤退のみがあつた場合

ハ 水道等専用施設に係る水資源開発施設が

水道又は工業用水道の用途に専ら供される

用途に併せ供される施設(以下「水道等共同施設」という。)に係る費用の額(消費税及び地方消費税に相当する額を除くほか、次に掲げる額を含まれるとときは、当該額を控除した額)に、その者の特定多目的ダム方式負担割合を乗じて得た額

イ 水道等共同施設の新築又は改築に関する

事業が縮小された場合における当該事業の

縮小に係る不要支出額(前条の利息がある

ときは、当該利息を控除した額)

ロ 法第十三条第一項の事業実施計画の変更

の場合であつて当該変更前に事業からの撤

退をした者がある場合において、当該者の

水道等共同施設に係る費用の負担について

次項の規定により算出した額

ハ 法第二十七条の規定により機構が負担

させるべき費用の額

水道等共同施設のうち発電に係る部分の

新築又は改築を機構に委託した者が負担す

べき費用の額

水道等専用施設の新築又は改築に関する事

業が縮小された場合における当該事業の

縮小に係る不要支出額(前条の利息がある

ときは、当該利息を控除した額)

ロ 法第十三条第一項の事業実施計画の変

更の場合であつて当該変更前に事業からの

撤退をした者がある場合において、当該者の

水道等専用施設に係る費用の負担について

次項の規定により算出した額

ハ 法第二十七条の規定により機構が負担

させるべき費用の額

水道等共同施設のうち発電に係る部分の

新築又は改築を機構に委託した者が負担す

べき費用の額

水道等専用施設の新築又は改築に関する事

業が縮小された場合における当該事業の

縮小に係る不要支出額(前条の利息がある

ときは、当該利息を控除した額)

ロ 法第十三条第一項の事業実施計画の変

更の場合であつて当該変更前に事業からの

撤退をした者がある場合において、当該者の

水道等専用施設に係る費用の負担について

次項の規定により算出した額

ハ 法第二十七条の規定により機構が負担

させるべき費用の額

水道等共同施設のうち発電に係る部分の

新築又は改築を機構に委託した者が負担す

べき費用の額

水道等専用施設の新築又は改築に関する事

業が縮小された場合における当該事業の

縮小に係る不要支出額(前条の利息がある

ときは、当該利息を控除した額)

ロ 法第十三条第一項の事業実施計画の変

更の場合であつて当該変更前に事業からの

撤退をした者がある場合において、当該者の

水道等専用施設に係る費用の負担について

次項の規定により算出した額

ハ 法第二十七条の規定により機構が負担

させるべき費用の額

水道等共同施設のうち発電に係る部分の

新築又は改築を機構に委託した者が負担す

べき費用の額

水道等専用施設の新築又は改築に関する事

業が縮小された場合における当該事業の

縮小に係る不要支出額(前条の利息がある

ときは、当該利息を控除した額)

ロ 法第十三条第一項の事業実施計画の変

更の場合であつて当該変更前に事業からの

撤退をした者がある場合において、当該者の

水道等専用施設に係る費用の負担について

次項の規定により算出した額

ハ 法第二十七条の規定により機構が負担

させるべき費用の額

水道等共同施設のうち発電に係る部分の

新築又は改築を機構に委託した者が負担す

べき費用の額

水道等専用施設の新築又は改築に関する事

業が縮小された場合における当該事業の

縮小に係る不要支出額(前条の利息がある

ときは、当該利息を控除した額)

ロ 法第十三条第一項の事業実施計画の変

更の場合であつて当該変更前に事業からの

撤退をした者がある場合において、当該者の

水道等専用施設に係る費用の負担について

次項の規定により算出した額

ハ 法第二十七条の規定により機構が負担

させるべき費用の額

水道等共同施設のうち発電に係る部分の

新築又は改築を機構に委託した者が負担す

べき費用の額

水道等専用施設の新築又は改築に関する事

業が縮小された場合における当該事業の

縮小に係る不要支出額(前条の利息がある

ときは、当該利息を控除した額)

ロ 法第十三条第一項の事業実施計画の変

更の場合であつて当該変更前に事業からの

撤退をした者がある場合において、当該者の

水道等専用施設に係る費用の負担について

次項の規定により算出した額

ハ 法第二十七条の規定により機構が負担

させるべき費用の額

水道等共同施設のうち発電に係る部分の

新築又は改築を機構に委託した者が負担す

べき費用の額

水道等専用施設の新築又は改築に関する事

業が縮小された場合における当該事業の

縮小に係る不要支出額(前条の利息がある

ときは、当該利息を控除した額)

ロ 法第十三条第一項の事業実施計画の変

更の場合であつて当該変更前に事業からの

撤退をした者がある場合において、当該者の

水道等専用施設に係る費用の負担について

次項の規定により算出した額

ハ 法第二十七条の規定により機構が負担

させるべき費用の額

水道等共同施設のうち発電に係る部分の

新築又は改築を機構に委託した者が負担す

べき費用の額

水道等専用施設の新築又は改築に関する事

業が縮小された場合における当該事業の

縮小に係る不要支出額(前条の利息がある

ときは、当該利息を控除した額)

ロ 法第十三条第一項の事業実施計画の変

更の場合であつて当該変更前に事業からの

撤退をした者がある場合において、当該者の

水道等専用施設に係る費用の負担について

次項の規定により算出した額

ハ 法第二十七条の規定により機構が負担

させるべき費用の額

水道等共同施設のうち発電に係る部分の

新築又は改築を機構に委託した者が負担す

べき費用の額

水道等専用施設の新築又は改築に関する事

業が縮小された場合における当該事業の

縮小に係る不要支出額(前条の利息がある

ときは、当該利息を控除した額)

ロ 法第十三条第一項の事業実施計画の変

更の場合であつて当該変更前に事業からの

撤退をした者がある場合において、当該者の

水道等専用施設に係る費用の負担について

次項の規定により算出した額

ハ 法第二十七条の規定により機構が負担

させるべき費用の額

水道等共同施設のうち発電に係る部分の

新築又は改築を機構に委託した者が負担す

べき費用の額

水道等専用施設の新築又は改築に関する事

業が縮小された場合における当該事業の

縮小に係る不要支出額(前条の利息がある

ときは、当該利息を控除した額)

ロ 法第十三条第一項の事業実施計画の変

更の場合であつて当該変更前に事業からの

撤退をした者がある場合において、当該者の

水道等専用施設に係る費用の負担について

次項の規定により算出した額

ハ 法第二十七条の規定により機構が負担

させるべき費用の額

水道等共同施設のうち発電に係る部分の

新築又は改築を機構に委託した者が負担す

べき費用の額

水道等専用施設の新築又は改築に関する事

業が縮小された場合における当該事業の

縮小に係る不要支出額(前条の利息がある

ときは、当該利息を控除した額)

ロ 法第十三条第一項の事業実施計画の変

更の場合であつて当該変更前に事業からの

撤退をした者がある場合において、当該者の

水道等専用施設に係る費用の負担について

次項の規定により算出した額

ハ 法第二十七条の規定により機構が負担

させるべき費用の額

水道等共同施設のうち発電に係る部分の

新築又は改築を機構に委託した者が負担す

べき費用の額

水道等専用施設の新築又は改築に関する事

業が縮小された場合における当該事業の

縮小に係る不要支出額(前条の利息がある

ときは、当該利息を控除した額)

ロ 法第十三条第一項の事業実施計画の変

更の場合であつて当該変更前に事業からの

撤退をした者がある場合において、当該者の

水道等専用施設に係る費用の負担について

次項の規定により算出した額

ハ 法第二十七条の規定により機構が負担

させるべき費用の額

水道等共同施設のうち発電に係る部分の

新築又は改築を機構に委託した者が負担す

べき費用の額

水道等専用施設の新築又は改築に関する事

業が縮小された場合における当該事業の

縮小に係る不要支出額(前条の利息がある

ときは、当該利息を控除した額)

ロ 法第十三条第一項の事業実施計画の変

更の場合であつて当該変更前に事業からの

撤退をした者がある場合において、当該者の

水道等専用施設に係る費用の負担について

次項の規定により算出した額

ハ 法第二十七条の規定により機構が負担

させるべき費用の額

水道等共同施設のうち発電に係る部分の

新築又は改築を機構に委託した者が負担

において、当該指定工事に関し、施設の位置及び概要、受益地の区域、工期並びに費用及びその負担方法を記載しなければならない。

第二項の規定にかかるらず、土地改良区負担金が機構が承継した国の水資源開発事業に係るものである場合において、当該事業を行うにつき国が要した費用のうちに国が一般会計において支出した費用（國庫が負担すべきものを除く。）があるときは、当該土地改良区負担金の負担率は、国債の利率を基礎として主務大臣が定める率とする。

（水資源開発施設等の管理及び災害復旧工事に要する費用の範囲）

第三十五条 法第二十五条第一項の水資源開発施設の管理に要する費用及び同条第三項の愛知豊川用水施設の管理に要する費用の範囲は、操作費、維持修繕費、機械器具費、事務取扱費及び附属諸費（これらの費用につき支払うべき利息があるときは、当該利息を含む。）とし、同条第一項の水資源開発施設についての災害復旧工事に要する費用及び同条第三項の愛知豊川用水施設についての災害復旧工事に要する費用の範囲は、本工事費、附帯工事費、用地費、補償費、機械器具費、事務取扱費及び附属諸費（これらに要する費用につき支払うべき利息があるときは、当該利息を含む。）とする。

第二十三条第二項の規定は、前項の災害復旧工事に要する費用について準用する。この場合において、同条第二項中「国土交通大臣」とあるのは、「主務大臣」と読み替えるものとする。

（水資源開発施設等の管理及び災害復旧工事に要する費用の負担）

第三十六条 法第二十五条第一項の規定により水資源開発施設を利用して流水を水道又は工業用水道の用に供する者が当該水資源開発施設の管理又は災害復旧工事に供する者が当該水資源開発施設の管理又は災害復旧工事に要する費用及び同条第三項の愛知豊川用水施設についての災害復旧工事に要する費用の範囲は、当該土地改良区の組合員が当該水資源開発施設の管理又は災害復旧工事に要する費用に相当する額を除く。この場合において、同項第一号口及び第二号口中「法第十三條第一項の事業実施計画の変更の場合であつて当該変更前に」とあるのは、「当該水資源開発施設の新築又は改築による事業」とする。

M × (P_{w1}/C) + T × (P_{w1}/M_P)
M_{wi}

（この式において、M、C、P_{w1}、T及びP_{wi}は、それぞれ次の数値を表すものとする。

M 当該水資源開発施設の管理又は災害復旧工事に要する費用で前条に規定するものの額
P_{wi} は、当該水資源開発施設の管理又は災害復旧工事に要する費用で前条に規定するものの額を控除した額

（消費税及び地方消費税に相当する額を除くほか、次に掲げる額を含まるとときは、当該水資源開発施設の管理又は災害復旧工事に要する費用に係る前条第一項の利息の額を控除した額）

一 当該水資源開発施設の管理又は災害復旧工事に要する費用に係る前条第一項の利息の額

二 ダムに係る固定資産税等の納付に要する費用で当該水資源開発施設に係るものの額

三 河川法第六十六条、第六十七条规定又は第六十八条第二項の規定により機構以外の者が負担すべき費用の額

C 当該水資源開発施設の新築又は改築による費用の額（消費税及び地方消費税に相当する額を除くほか、次に掲げる額が含まれるときは、当該額を控除した額）

M 当該水資源開発施設の新築又は改築による費用に係る第二十九条の利息の額

二 当該水資源開発施設の新築又は改築に関する事業が縮小された場合における当該事業の縮小に係る不要支出額（前号に掲げる額を除く。）

三 当該水資源開発施設の新築又は改築に関する事業に事業からの撤退をした者がある場合において、当該者の当該水資源開発施設に係る費用の負担について第三十条第二項の規定により算出した額（第一号に掲げる額を除く。）

四 法第二十七条の規定により機構が負担させる費用の額

五 河川法第六十六条、第六十七条规定又は第六十八条第二項の規定により機構以外の者が負担すべき費用の額

P_{wi} その者について第三十条第一項各号に掲げる額を合算した額。この場合において、同項第一号口及び第二号口中「法第十三條第一項の事業実施計画の変更の場合であつて当該変更前に」とあるのは、「当該水資源開発施設の新築又は改築による事業」とする。

T ダムに係る固定資産税等の納付に要する費用で当該水資源開発施設に係るものの額

M × (P_{w1}/C) + T × (P_{w1}/M_P)
M_{wi}

（この式において、M、C、P_{w1}、T及びP_{wi}は、それぞれ次の数値を表すものとする。

M 当該水資源開発施設の管理又は災害復旧工事に要する費用に係る第三十五条第一項の利息の額

二 ダムに係る固定資産税等の納付に要する費用で当該水資源開発施設に係るものの額

三 河川法第六十六条、第六十七条规定又は第六十八条第二項の規定により機構以外の者が負担すべき費用の額

C 当該水資源開発施設の新築又は改築による費用の額（消費税及び地方消費税に相当する額を除くほか、次に掲げる額が含まれるときは、当該額を控除した額）

M 当該水資源開発施設の新築又は改築による費用に係る第二十九条の利息の額

二 当該水資源開発施設の新築又は改築に関する事業が縮小された場合における当該事業の縮小に係る不要支出額（前号に掲げる額を除く。）

三 当該水資源開発施設の新築又は改築に関する事業に事業からの撤退をした者がある場合において、当該者の当該水資源開発施設に係る費用の負担について第三十条第二項の規定により算出した額（第一号に掲げる額を除く。）

四 法第二十七条の規定により機構が負担させる費用の額

五 河川法第六十六条、第六十七条规定又は第六十八条第二項の規定により機構以外の者が負担すべき費用の額

P_{wi} その者について第三十条第一項各号に掲げる額を合算した額。この場合において、同項第一号口及び第二号口中「法第十三條第一項の事業実施計画の変更前に」とあるのは、「当該水資源開発施設の新築又は改築による事業」とする。

T ダムに係る固定資産税等の納付に要する費用で当該水資源開発施設に係るものの額

M × (P_{w1}/C) + T × (P_{w1}/M_P)
M_{wi}

（この式において、M、C、P_{w1}、T及びP_{wi}は、それぞれ次の数値を表すものとする。

M 当該水資源開発施設の管理又は災害復旧工事に要する費用に係る第三十五条第一項の利息の額

二 ダムに係る固定資産税等の納付に要する費用で当該水資源開発施設に係るものの額

三 河川法第六十六条、第六十七条规定又は第六十八条第二項の規定により機構以外の者が負担すべき費用の額

C 当該水資源開発施設の新築又は改築による費用の額（消費税及び地方消費税に相当する額を除くほか、次に掲げる額が含まれるときは、当該額を控除した額）

M 当該水資源開発施設の新築又は改築による費用に係る第二十九条の利息の額

二 当該水資源開発施設の新築又は改築に関する事業が縮小された場合における当該事業の縮小に係る不要支出額（前号に掲げる額を除く。）

三 当該水資源開発施設の新築又は改築に関する事業に事業からの撤退をした者がある場合において、当該者の当該水資源開発施設に係る費用の負担について第三十条第二項の規定により算出した額（第一号に掲げる額を除く。）

四 法第二十七条の規定により機構が負担させる費用の額

五 河川法第六十六条、第六十七条规定又は第六十八条第二項の規定により機構以外の者が負担すべき費用の額

P_{wi} その者について第三十条第一項各号に掲げる額を合算した額。この場合において、同項第一号口及び第二号口中「法第十三條第一項の事業実施計画の変更前に」とあるのは、「当該水資源開発施設の新築又は改築による事業」とする。

T ダムに係る固定資産税等の納付に要する費用で当該水資源開発施設に係るものの額

M × (P_{w1}/C) + T × (P_{w1}/M_P)
M_{wi}

（この式において、M、C、P_{w1}、T及びP_{wi}は、それぞれ次の数値を表すものとする。

M 当該水資源開発施設の管理又は災害復旧工事に要する費用に係る第三十五条第一項の利息の額

二 ダムに係る固定資産税等の納付に要する費用で当該水資源開発施設に係るものの額

三 河川法第六十六条、第六十七条规定又は第六十八条第二項の規定により機構以外の者が負担すべき費用の額

C 当該水資源開発施設の新築又は改築による費用の額（消費税及び地方消費税に相当する額を除くほか、次に掲げる額が含まれるときは、当該額を控除した額）

M 当該水資源開発施設の新築又は改築による費用に係る第二十九条の利息の額

二 当該水資源開発施設の新築又は改築に関する事業が縮小された場合における当該事業の縮小に係る不要支出額（前号に掲げる額を除く。）

三 当該水資源開発施設の新築又は改築に関する事業に事業からの撤退をした者がある場合において、当該者の当該水資源開発施設に係る費用の負担について第三十条第二項の規定により算出した額（第一号に掲げる額を除く。）

四 法第二十七条の規定により機構が負担させる費用の額

五 河川法第六十六条、第六十七条规定又は第六十八条第二項の規定により機構以外の者が負担すべき費用の額

P_{wi} その者について第三十条第一項各号に掲げる額を合算した額。この場合において、同項第一号口及び第二号口中「法第十三條第一項の事業実施計画の変更前に」とあるのは、「当該水資源開発施設の新築又は改築による事業」とする。

T ダムに係る固定資産税等の納付に要する費用で当該水資源開発施設に係るものの額

める基準により算定した額を合算した額の三分の一の額とする。ただし、当該水資源開発施設を利用して流水を水道の用に供する者につき、その者の負担すべき同項の負担金を減ずる必要があると認められる特別の事情がある場合は、二分の一の額とする。

2 工業用水道に係る法第三十五条の規定による

補助金の額は、当該水資源開発施設を利用して流水を工業用水道の用に供し、又は供しようとした者について第三十条第一項から第三项まで又は第三十二条第一項の規定により算出した額（第三十条第二項又は第三十二条第一項の規定により算出した額については、経済産業大臣が財務大臣と協議して定める額に限る。）から当該補助金の交付の決定の日までに本工事費、附帯工事費、用地費及び補償費につき生ずる第二十九条の利息以外の利息の額を控除した額を合算した額の百分の四十以内の額とする。

3 かんがい排水に係る法第三十五条の規定による補助金で水資源開発施設（かんがい特定施設）に係る第三十三条第一項の都道府県を除く。）の新築又は改築に係るもの（農林水産省第二十六条第一項の規定により当該水資源開発施設の新築又は改築に要する費用を負担すべき都道府県に係る第三十三条第一項の都道府県に係る第三十三条第一項の規定による農業分担額（同条第三項に規定する場合にあっては、農林水産大臣が財務大臣と協議して定める額に限る。次項において同じ。）を合算した額に、百分の七十を超えない範囲内で農林水産大臣が財務大臣と協議して定める割合を乗じて得た額とする。

4 前項の水資源開発施設の新築又は改築につき法第二十六条第一項の規定により当該新築又は改築に要する費用を負担する都道府県に適用 団体であるものがある場合においては、前項の規定による補助金の額は、同項の規定にかかる限り算出された負担金の額（第二十九条の利息があるときは、当該利息の額を控除した額）の当該適用団体である都道府県に係る都道府県により算出した額を加算したことにより、当該適用団体である都道府県について第三十九条第一項の規定により算出された負担金の額（第二十九条の利息があるときは、当該利息の額を控除した額）の当該適用団体である都道府県に係る都道府県農業分担額に対する割合が十分の一以下となる場合においては、当該適用団体である都道府県に係る加算額は、当該割合が十分の一となるよう算定される額とする。

A × R × (r - 1)

（この式において、A、R及びrは、それぞれ次の数値を表すものとする。
A 当該適用団体である都道府県に係る第三十三条第一項の都道府県農業分担額
R 前項の規定により農林水産大臣が定める割合
r 引上率）

5

第三項に規定する補助金が機構が承継した国

の水資源開発事業に係るものである場合においては、当該補助金の額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定により算定された額から当該機構が承継した国の水資源開発事業を行つにつき我が国が要した費用の額のうち農林水産大臣が財務大臣と協議して定める額を控除した額とする。

6 かんがい排水に係る法第三十五条の規定による補助金で当該水資源開発施設（かんがい特定施設を除く。）の災害復旧工事に係るもの（農林水産省第二十六条第一項の規定により当該水資源開発施設の災害復旧工事に要する費用を負担すべき都道府県に係る第四十条第一項の災害復旧工事に要する費用に係る第三十五条第一項の利息があるときは、当該利息の額を控除した額）に当該都道府県に係る第四十条第一項の災害復旧工事等都道府県農業分担割合を乗じて得た額を合算した額に、百分の六十五以上において農林水産大臣が財務大臣と協議して定める割合を乗じて得た額とする。

7 前各項に規定する補助金の交付の方法は、第一に規定する補助金に係るものにあつては国土交通大臣、第二項に規定する補助金に係るものにあつては経済産業大臣、第三項から前項までに規定する補助金に係るものにあつては農林水産大臣が定める。

8 水産大臣が定める。

（主務大臣等）
第五十五条 法第三十七条第二項第二号の政令で定める多目的用水路は、法第二条第四項の多目的ダムと一体として新築、改築、管理その他の業務が行われる多目的用水路とする。
2 法第三十七条第二項第四号に規定する業務に関する主務大臣は、当該業務の目的に従つて、当該業務の対象となる施設ごとに、農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣とする。
（他の法令の準用）
第五十六条 次の法令の規定については、機構が納付する費用の額（機構が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額を除くほか、当該都道府県が同項の規定により負担すべき当該水資源開発施設の災害復旧工事に要する費用に係る第三十五条第一項の利息があるときは、当該利息の額を控除した額）を含む。
二 土地収用法（昭和二十六年法律第二百一十九号）第十八条（同法第八十七条第一項、第八号）第十九条第一項ただし書、第十五条第一項、第十七条の四、第八十八条第一項から第三项まで又は第九十条第三項において準用する場合を含む）。
三 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十九号）第十九条第一項ただし書、第十五条第一項、第十七条第一項第一号（同法第一百三十八条第一項において準用する場合を含む）、第二十一条（同法第一百三十八条第一項において準用する場合を含む）、第八十二条第五项及び第六项（同法第一百三十八条第一項において準用する場合を含む）、第八十三条第三项（同法第八十四条第三項（同法第一百三十八条第一項において準用する場合を含む）及び第一百三十八条第一項において準用する場合を含む）、第八十四条第三項（同法第一百三十八条第一項において準用する場合を含む）、第百二十二条第一項ただし書（同法第一百三十八条第一項において準用する場合を含む）、第百二十二条第一項ただし書（同法第一百三十八条第一項において準用する場合を含む）、並びに第百二十五条第一項ただし書（同法第一百三十八条第一項において準用する場合を含む）。

四 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の二第一項第一号
五 自然公園法（昭和三十二年法律第二百六十一号）第六十八条第一項、第三項及び第四項並びに第七十九条第二項
六 公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第二百五十号）第五条ただし書（同法第四十五条において準用する場合を含む。）及び同法第八条（同法第四十五条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。
七 河川法第九十五条（同法第二百条第一項において準用する場合を含む。）
八 首都圏近郊緑地保全法（昭和四十二年法律第二百一号）第七条第三项
九 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第二百三号）第八条第三项
十 都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第五十二条第三项、第五十八条の七第一項、第五十九条第三项、第六十三条第一項及び第八十条第一項
十一 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十七年法律第八十五号）第七条第四项及び第十三条
十二 林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第三十一条
十三 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第二十二条（同法第三十条において準用する場合を含む。）、第二十五条第十项第三号、第二十六条第三项第五号、第二十七条第五号（同法第三号、第二十八条第六项第四号及び第五十条
十四 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第八条第七项及び第八项、第十四条第八项並びに第三十七条第二项
十五 集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十号）第六条第一项第三号
十六 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）
十七 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）第九条において準用する土地収用法第十一项第一項ただし書及び第十五条第一项第八号及び第五十四条第一项第一号、第十八条及び第三十九条ただし書
十八 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第二百四号）第十一项第一项第一号、第十八条及び第三十九条ただし書
十九 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三十五条（同法第三十条第四项及び第三十九条第四项において準用する場合を含む。）

二十 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第二百四号）第十一项第一项第一号、第十八条及び第三十九条ただし書
二十一 土地収用法第二十一条
（主務大臣等）
第五十四条 法第三十五条の規定による補助金を知豊川用水施設の災害復旧工事に係るもの（農林水産省第二十六条第一項の規定により当該愛知県等農業分担額を合算した額に、百分の六十五以上において農林水産大臣が財務大臣と協議して定める割合を乗じて得た額とする。前項に規定する補助金の交付の方法は、農林水産大臣が定める。

二十 景観法（平成十六年法律第百十号）第十
六条第五項及び第六項、第二十二条第四項並
びに第六十六条第一項から第三項まで及び第
五項

二十一 不動産登記法（平成十六年法律第二百二
十三号）第十六条及び第一百五十五条から第百十
七条まで（これらの規定を船舶登記令（平成
十七年政令第十一号）第三十五条第一項及び
第二項において準用する場合を含む。）並び
に第百十八条第二項（同条第三項において準
用する場合を含む。）

二十二 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の
促進に関する法律（平成十八年法律第九十一
号）第十五条第二項

二十三 地域における歴史的風致の維持及び向
上に関する法律（平成二十年法律第四十号）
第十五条规定及び第七項並びに第三十三条
第一項第三号

二十四 建築物のエネルギー消費性能の向上等
に関する法律（平成二十七年法律第五十三
号）第十二条及び第十三条第二項

二十五 所有者不明土地の利用の円滑化等に関
する特別措置法（平成三十年法律第四十九
号）第六条ただし書、第八条第一項並びに第
四十三条第三項及び第五項並びに同法第三十
五条第一項（同法三十七条第四項において準
用する場合を含む。）において準用する土
地收回法第八十四条第三項において準用する
同法第八十三条第三項

二十六 農業用ため池の管理及び保全に関する
法律（平成三十一年法律第十七号）第四条第
一項及び第四項並びに第八条第三項

二十七 都市計画法施行令（昭和四十四年政令
第一百五十八号）第三十六条の五、第三十六
条の九、第三十七条の二及び第三十八条の三
二十八 文化財保護法施行令（昭和五十一年政令
第一百六十七号）第四条第五項及び第六項第
一号

二十九 大都市地域における住宅及び住宅地の
供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和
五十年政令第二百六号）第三条及び第十二条
三十 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施
設の再配置の促進に関する法律施行令（平成
四年政令第二百六十六号）第六条

三十一 被災市街地復興特別措置法施行令（平
成七年政令第三十六号）第三条

三十二 不動産登記令（平成十六年政令第三百
七十九号）第七条第一項第六号（同令別表の
二項

不動産登記令第七条第二項命令又は規 則により指定期間内に公署する行政機 関又はその指定された官署の旨を示す 文書	二十九	大都市地域における住宅及び住宅地の 供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和 五十年政令第二百六号）第三条及び第十二条 三十 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施 設の再配置の促進に関する法律施行令（平成 四年政令第二百六十六号）第六条
二十九	大都市地域における住宅及び住宅地の 供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和 五十年政令第二百六号）第三条及び第十二条 三十 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施 設の再配置の促進に関する法律施行令（平成 四年政令第二百六十六号）第六条	
三十	被災市街地復興特別措置法施行令（平 成七年政令第三十六号）第三条	
三十二	不動産登記令（平成十六年政令第三百 七十九号）第七条第一項第六号（同令別表の 二項	

の職員	二項	三十	被災市街地復興特別措置法施行令（平 成七年政令第三十六号）第三条
の職員	二項	三十	被災市街地復興特別措置法施行令（平 成七年政令第三十六号）第三条
の職員	二項	三十	被災市街地復興特別措置法施行令（平 成七年政令第三十六号）第三条
の職員	二項	三十	被災市街地復興特別措置法施行令（平 成七年政令第三十六号）第三条
の職員	二項	三十	被災市街地復興特別措置法施行令（平 成七年政令第三十六号）第三条

第三条	二項	三十	被災市街地復興特別措置法施行令（平 成七年政令第三十六号）第三条
第三条	二項	三十	被災市街地復興特別措置法施行令（平 成七年政令第三十六号）第三条
第三条	二項	三十	被災市街地復興特別措置法施行令（平 成七年政令第三十六号）第三条
第三条	二項	三十	被災市街地復興特別措置法施行令（平 成七年政令第三十六号）第三条
第三条	二項	三十	被災市街地復興特別措置法施行令（平 成七年政令第三十六号）第三条

政法人水資源機構法施行令附則第八条の規定による廃止前の水資源開発債券令第三条第二項第一号と、同令第九条第二項中「公団」とあるのは、「独立行政法人水資源機構」とする。
（平成二十一年度の特例）
第十五条 平成二十一年度における法第二十二条第三項の規定により都道府県が負担する負担金の額は、第二十五条第二項の規定にかかるわらず、同項の規定により算出した額に、次に掲げる設備の更新又は工事に係る法第二十二条第一項の交付金の額から事務取扱費を控除した額に、第二十五条第一項の都道府県が一である場合にあつては百分の四十五を、同項の都道府県が二以上である場合にあつては当該特定施設に關し国土交通大臣が第二十二条第二項第二号の規定により当該都道府県につき定める割合に百分の四五を乗じて得た割合を、乗じて得た額を加えた額とする。

ダム、水門、排水機場その他の河川管理施

設に附属する設備又は水位、流量若しくは雨雪量の観測設備若しくはこれに関連する通報設備若しくは警報設備で、その機能の低下を放置するときは著しい被害を生ずるおそれがあるものの更新であつて、これに要する費用の額が五百円以上のもの

二 崩落のおそれのあるダムの地山の保全のための工事であつて、これに要する費用の額が千万円以上のもの

附 則 （平成一六年二月一五日政令第二

第一条 この政令は、公布の日から施行する。（施行期日）

附 則 （平成一六年四月二一日政令第一

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十六年五月十五日）から施行する。（施行期日）

附 則 （平成一六年二月一五日政令第三

（施行期日）

第一条 この政令は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行日（平成十六年十二月十七日。以下「施行日」といふ。）から施行する。（施行期日）

（処分、手続等の効力に関する経過措置）
第四条 改正法附則第二条から第五条まで及び前二条に規定するもののほか、施行日前に改正法

による改正前のそれぞれの法律又はこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によつてしめた処分、手続その他の行為であつて、改正法による改正後のそれそれの法律又はこの政令による改正後のそれそれの政令に相当の規定があるものは、これららの規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

附 則 （平成一六年二月一九日政令第四

（施行期日）

第一条 この政令は、景観法の施行の日（平成十六年十二月十七日）から施行する。

附 則 （平成一七年一月一八日政令第二

（施行期日）

第一条 この政令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附 則 （平成一七年二月一八日政令第一

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一七年五月二十五日政令第一

（施行期日）

第一条 この政令は、農業經營基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年九月一日）から施行する。

附 則 （平成一七年七月二九日政令第二

（施行期日）

第一条 この政令は、農業經營基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成十七年九月一日）から施行する。

附 則 （平成一八年六月八日政令第三

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。（施行期日）

附 則 （平成一八年二月八日政令第一

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十八年五月十五日）から施行する。（施行期日）

附 則 （平成一六年二月一五日政令第七

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十六年五月十五日）から施行する。（施行期日）

附 則 （平成一九年三月三一日政令第一

（施行期日）

第一条 この政令は、特別会計に関する法律の一部の施行の日（平成二十年四月一日）から施行する。

附 則 （平成二〇年二月二九日政令第二

（施行期日）

第一条 この政令は、特別会計に関する法律の一部の施行の日（平成二十年四月一日）から施行する。

附 則 （平成二〇年七月四日政令第二

（施行期日）

第一条 この政令は、景観法の施行の日（平成十六年十二月十七日）から施行する。

附 則 （平成一七年二月一八日政令第一

（施行期日）

第一条 この政令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附 則 （平成一七年四月一日政令第一

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一七年五月二十五日政令第一

（施行期日）

第一条 この政令は、農業經營基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成十七年九月一日）から施行する。

附 則 （平成一七年七月二九日政令第二

（施行期日）

第一条 この政令は、農業經營基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成十七年九月一日）から施行する。

附 則 （平成一八年六月八日政令第三

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。（施行期日）

附 則 （平成一八年二月八日政令第一

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十八年五月十五日）から施行する。（施行期日）

附 則 （平成一九年三月三一日政令第一

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十一年一月四日から施行する。

附 則 （平成二〇年二月二九日政令第四

（施行期日）

第一条 この政令は、特別会計に関する法律の一部の施行の日（平成二十一年四月一日）から施行する。

附 則 （平成二〇年七月四日政令第二

（施行期日）

第一条 この政令は、景観法の施行の日（平成十六年十二月十七日）から施行する。

附 則 （平成一七年二月一八日政令第一

（施行期日）

第一条 この政令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附 則 （平成一七年四月一日政令第一

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一七年五月二十五日政令第一

（施行期日）

第一条 この政令は、農業經營基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成十七年九月一日）から施行する。

附 則 （平成一七年七月二九日政令第二

（施行期日）

第一条 この政令は、農業經營基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成十七年九月一日）から施行する。

附 則 （平成一八年六月八日政令第三

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。（施行期日）

附 則 （平成一八年二月八日政令第一

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十八年五月十五日）から施行する。（施行期日）

附 則 （平成一九年三月三一日政令第一

（施行期日）

2

